

令和 8 年度（2026 年度）
朝霞市行政評価
（外部評価）
結果報告書

令和 8 年（2026 年）8 月

朝霞市外部評価委員会

目 次

1	外部評価の概要	1
2	外部評価委員会の位置付け	3
3	外部評価委員会の構成	3
4	外部評価の評価対象	4
5	評価	1 3

参考資料

I	朝霞市外部評価委員会条例	3 1
II	委員名簿	3 3
III	審議経過	3 3

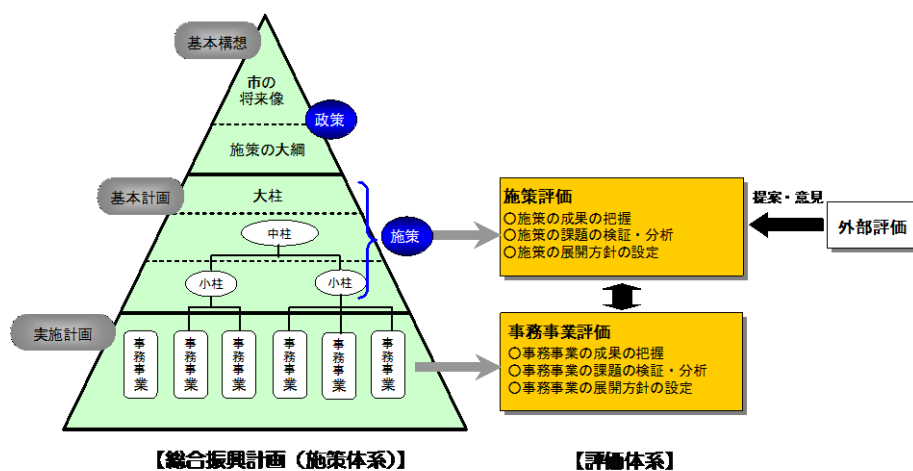
1 外部評価の概要

朝霞市では、行政活動によって生み出された成果を検証し、その結果を次の活動に結びつけるため、平成19年度（2007年度）から行政評価制度を段階的に導入してきました。

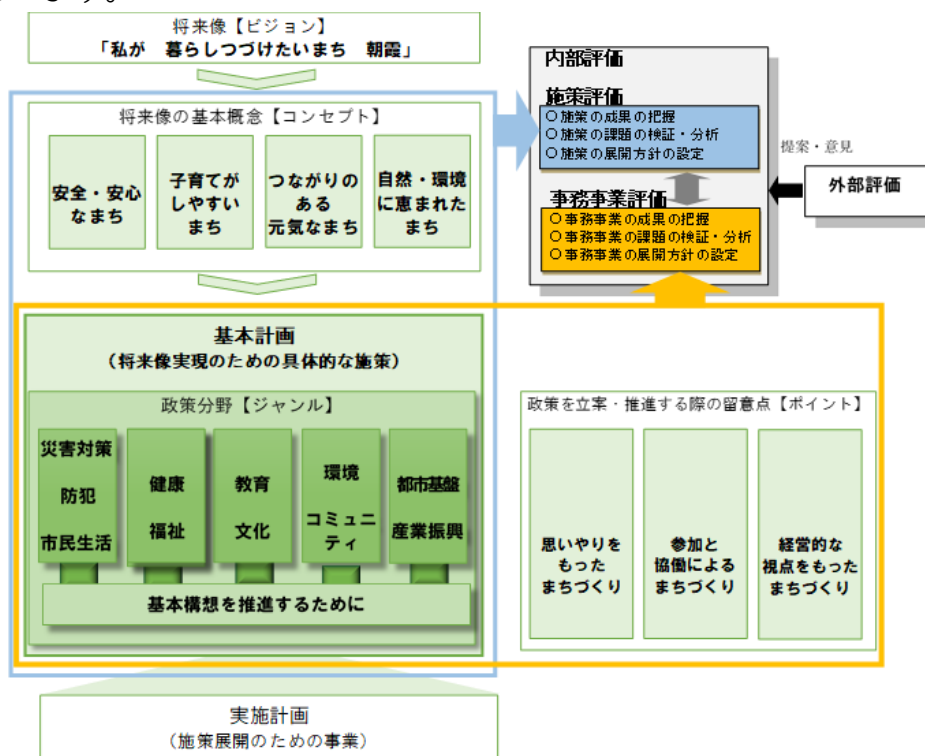
そして、市が実施する行政評価の透明性と客観性を確保するため、平成22年度（2010年度）から「朝霞市外部評価委員会」を設置し、市で行った自己評価について外部の視点から検証を行っています。

①評価対象

- ・平成23年度（2011年度）から平成27年度（2015年度）まで
第4次朝霞市総合振興計画後期基本計画の計画期間（平成23年度（2011年度）～平成27年度（2015年度））に95の施策全てに対して評価を行いました。



- ・平成28年度（2016年度）から
第5次朝霞市総合計画の将来像の基本概念（コンセプト）ごとに施策の評価を行っています。



【第5次総合計画の構成】

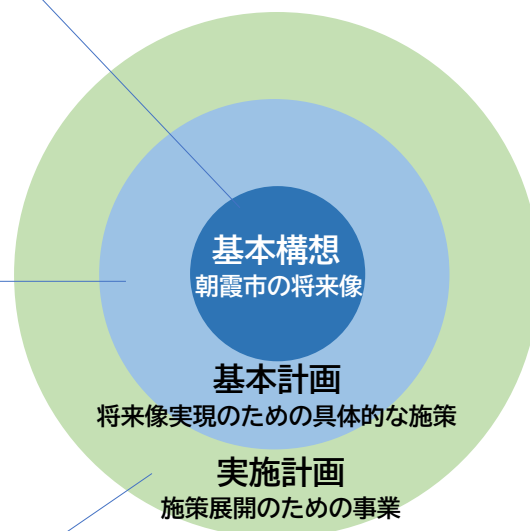
第5次総合計画は、基本構想、基本計画、実施計画で構成します。

基本構想は、市民と行政がともに実現を目指す将来像と、その実現に向けた政策の方向性を示すものです。構想期間は、平成28年度（2016年度）から令和7年度（2025年度）までの10年間とします。

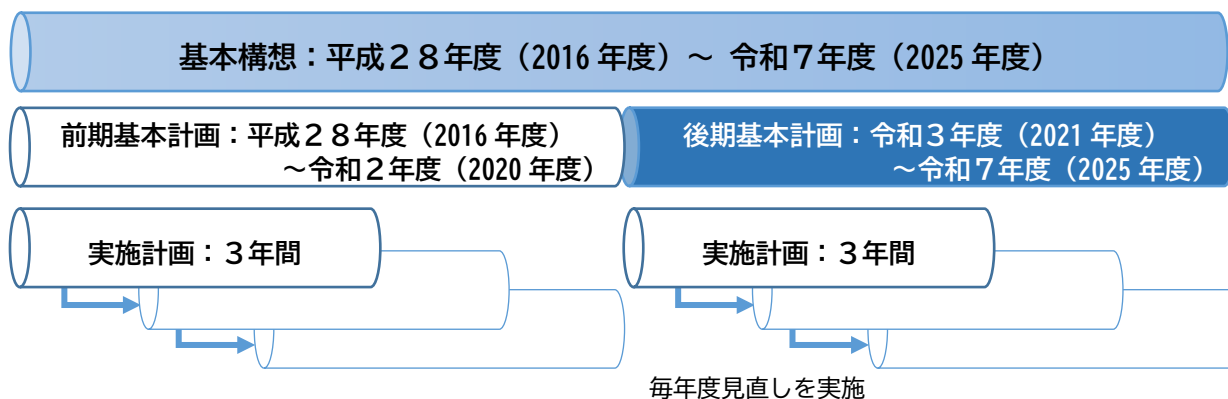
基本計画は、基本構想に掲げる将来像を実現するための市の具体的な施策を分野別に、体系的に示すもので、前期と後期に分け、それぞれ5年間で計画期間とします。

前期：平成28年度（2016年度）から
令和2年度（2020年度）まで
後期：令和3年度（2021年度）から
令和7年度（2025年度）まで

実施計画は、基本計画に定めた各施策を展開するためのより具体的な事務や事業の内容を示すもので、各年度の予算編成の基礎となります。3年間で計画期間とし、毎年度、内容を見直します。



【基本構想・基本計画・実施計画の計画期間】

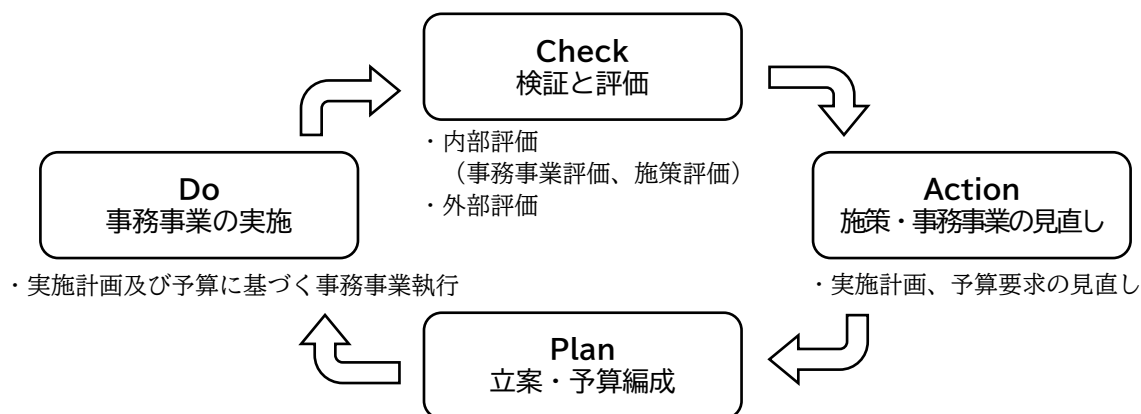


※第5次朝霞市総合計画後期基本計画 P.12 より抜粋

②評価結果

市が実施する内部評価に、外部評価を加えたPDCAサイクルを構築するため、評価を4月頃から7月頃にかけて実施し、評価のまとめとして所見を市に提出します。提出された所見を踏まえて、次年度以降の実施計画を策定するとともに、事務事業を実施していくことをねらいとしています。

朝霞市の行政評価制度（PDCAサイクル）



2 外部評価委員会の位置付け

外部評価委員会は、市が実施した施策評価の結果を検証し、意見や提案を行うとともに、行政評価制度の改善について提言を行います。

3 外部評価委員会の構成

外部評価委員会は、市議会議員、知識経験のある方、関係団体から推薦された方、市民公募委員の合計12人で構成する第三者評価機関で、それぞれの立場から専門性や生活者としての視点を生かして評価を行っています。

また、総合計画とまち・ひと・しごと総合戦略の施策を一体的に評価するため、令和4年度（2022年度）から、まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会を外部評価委員会に統合しています。

4 外部評価の評価対象

第5次総合計画の将来像の4つの基本概念（コンセプト）と5つの政策分野（ジャンル）を支える「基本構想を推進するために」に位置付く施策を評価対象としています。

令和8年度（2026年度）に開催した外部評価委員会では、令和7年度（2025年度）に実施した施策について、外部評価を行いました。

なお、令和3年度（2021年度）を始期とする第5次総合計画後期基本計画から、第2期朝霞市まち・ひと・しごと創生総合戦略の重要業績評価指標（KPI）を総合計画の施策に紐づけ、総合計画と総合戦略を一体的に評価することとしています。

●将来像の基本概念（コンセプト）

安全・安心なまち

政策づくりに当たって重視すべき事項		施策（施策コード）
◆ 1 人にやさしいまちへ		
1	誰もが歩きやすい歩道の整備や生活道路の安全確保	やさしさに配慮した道づくり(521)
		まちの骨格となる道路づくり(522)
		特性に応じた市街地づくり(541)
2	ユニバーサルデザインに配慮した公共施設の整備	質の高い教育を支える教育環境の整備充実(313)
		学びを支える環境の充実(322)
		利用しやすい施設の提供(332)
		まちの骨格となる道路づくり(522)
		良好な交通環境づくり(523)
		全ての人にやさしいまちづくり(562)
		公共施設の効果的・効率的な管理運営(653)
◆ 2 支え合う心で安全・安心なまちへ		
1	地震災害時の避難路や緊急輸送路となる幹線道路の整備	まちの骨格となる道路づくり(522)
		災害や犯罪に強いまちづくり(561)
2	集中豪雨などによる浸水被害の軽減対策	公共下水道の整備(552)
		災害や犯罪に強いまちづくり(561)
3	上下水道などのインフラ、公共施設などの計画的な耐震化・老朽化対策	利用しやすい施設の提供(332)
		上水道の整備・充実(551)
		公共下水道の整備(552)
		災害や犯罪に強いまちづくり(561)
4	防災、減災のための自助、共助、公助による地域防災計画の推進	防災対策の推進(111)
5	市民・地域の主体的な防犯・防災活動や交通安全活動などの支援	防災対策の推進(111)
		地域防災力の強化(112)
		防犯のまちづくりの推進(121)
		消費者の自立支援の充実(122)
		良好な交通環境づくり(523)
6	警察や消防などの関係機関、地域の事業者との連携	消防体制の充実(113)
		防犯のまちづくりの推進(121)
		良好な交通環境づくり(523)
		問題解決に向けた支援体制の充実(612)

政策づくりに当たって重視すべき事項		施策（施策コード）
7	社会的弱者といわれる子ども、高齢者、障害のある人、低所得者などが地域で自立した生活を営むために必要な支援	地域共生社会の構築(211)
		生活困窮者等への支援(212)
		自立のためのサービスの確立(232)
		安全・安心な生活ができる環境整備(233)
		地域包括ケアシステムの推進(234)
		共に生きる社会の実現(241)
		地域における自立生活支援(242)
		自立に向けた就労の支援(243)
		生涯学習活動の推進(321)
		スポーツ・レクリエーション活動の推進(331)
		芸術文化の振興(342)
		全ての人にやさしいまちづくり(562)
		人権教育・啓発活動(611)
		男女平等が実感できる生活の実現(622)
8	市民が安心して暮らせるための社会保障制度の適正な運営	自立のためのサービスの確立(232)
		地域包括ケアシステムの推進(234)

●将来像の基本概念（コンセプト）

子育てがしやすいまち

政策づくりに当たって重視すべき事項		施策（施策コード）
◆ 1 子育てしやすいまちへ		
1	妊娠から出産・子育てと、ライフスタイルに合せた支援体制とサービスの充実	幼児期等の教育・保育の充実(223)
		保健サービスの充実(252)
		地域医療体制の充実(253)
◆ 2 子どもたちがいきいきと育つまちへ		
1	全ての子どもが健やかに成長できる地域の環境づくりの推進	朝霞の次代を担う人材の育成(311)
		確かな学力と自立する力の育成(312)
		質の高い教育を支える教育環境の整備充実(313)
		学校を核とした家庭・地域との連携・協働の推進(314)
		生涯学習活動の推進(321)
		学びを支える環境の充実(322)
		スポーツ・レクリエーション活動の推進(331)
		歴史や伝統の保護・活用(341)
		芸術文化の振興(342)
2	急激な社会の変化に対応するための教職員の資質向上や教育内容の充実	朝霞の次代を担う人材の育成(311)
		確かな学力と自立する力の育成(312)
		質の高い教育を支える教育環境の整備充実(313)
3	虐待やいじめ、不登校等の問題を解決するための、子どもの個性と人権を尊重した教育の推進	子どもたちが健やかに育つ環境整備(221)
		子育て家庭を支えるための環境整備(222)
		青少年の健全育成の充実(224)
		朝霞の次代を担う人材の育成(311)
		人権教育・啓発活動(611)
4	障害のある人となない人がともに学ぶことのできる教育制度（インクルーシブ教育システム）を踏まえた、一人一人の障害等に応じた教育の充実	確かな学力と自立する力の育成(312)
		質の高い教育を支える教育環境の整備充実(313)
		生涯学習活動の推進(321)
		芸術文化の振興(342)

●将来像の基本概念（コンセプト）

つながりのある元気なまち

政策づくりに当たって重視すべき事項		施策（施策コード）
◆ 1 つながりのあるまちへ		
1	自治会やボランティアなどコミュニティ活動の活性化と連携の促進による住民の地域意識の醸成	地域共生社会の構築(211)
		健康で活躍できる地域社会の推進(231)
		学校を核とした家庭・地域との連携・協働の推進(314)
		芸術文化の振興(342)
		コミュニティ活動の推進(431)
		活動施設の充実(432)
2	生涯学習に対する市民の関心の高まりに対するスポーツや芸術文化などの活動支援及び学び合いによるまちづくりの推進	学校を核とした家庭・地域との連携・協働の推進(314)
		学びを支える環境の充実(322)
		スポーツ・レクリエーション活動の推進(331)
		利用しやすい施設の提供(332)
		芸術文化の振興(342)
		人権教育・啓発活動(611)
		男女平等の意識づくり(621)
3	NPOなど市民活動団体への支援	地域包括ケアシステムの推進(234)
		芸術文化の振興(342)
		市民活動への支援(441)
		市民活動環境の充実(442)
		市民参画と協働の推進(641)
4	多文化共生の考えのもと、お互いを理解しあうためのコミュニケーションの促進	生涯学習活動の推進(321)
		芸術文化の振興(342)
		人権教育・啓発活動(611)
		外国人市民が暮らしやすいまちづくり(631)
		多文化共生への理解の推進(632)
5	コミュニティバス運行や路線バスとの連携による公共交通ネットワークの充実	良好な交通環境づくり(523)

政策づくりに当たって重視すべき事項		施策（施策コード）
◆ 2 元気なまちへ		
1	高齢者の豊富な知識や経験の活用、学習活動・就業への支援	健康で活躍できる地域社会の推進(231)
		生涯学習活動の推進(321)
		芸術文化の振興(342)
2	いつまでも、住み慣れた地域で暮らし続けるための福祉サービスの質の向上	安心できる葬祭の場の提供(123)
		地域共生社会の構築(211)
		生活困窮者等への支援(212)
		自立のためのサービスの確立(232)
		安全・安心な生活ができる環境整備(233)
		地域包括ケアシステムの推進(234)
		全ての人にやさしいまちづくり(562)
3	健康づくりの取組の充実	健康で活躍できる地域社会の推進(231)
		健康づくりの支援(251)
		保健サービスの充実(252)
		地域医療体制の充実(253)
		社会保障制度の適正な運営(261)
		芸術文化の振興(342)
4	消費者ニーズに対応できる商業の振興、商店街の活性化	魅力ある商業機能の形成(571)
5	起業家や中小企業への効果的な支援	中小企業の経営基盤の強化(572)
		産業育成のための連携強化(581)
		起業・創業の支援(582)
6	雇用機会の創出と労働環境の充実の支援	企業誘致の推進(573)
		勤労者支援の充実(591)
		雇用の促進(592)

●将来像の基本概念（コンセプト）

自然・環境に恵まれたまち

政策づくりに当たって重視すべき事項		施策（施策コード）
◆ 1 自然・環境がいきるまちへ		
1	自然と調和した適正な土地利用の促進	市街地の適正な利用(511)
		市街地周辺の適正な利用(512)
2	市民との協働による河川環境や樹林地、湧水、公園緑地などの保全・活用	住みよい環境づくりの推進(411)
3	地域の特色を生かした美しい景観の保全・創出	まちの魅力を生み出す景観づくり(533)
		都市農業の振興(574)
4	環境保全のための活動の支援、環境にやさしいまちづくり	住みよい環境づくりの推進(411)
		環境教育・環境学習の推進(413)
		まちの骨格となる緑づくり(531)
		うるおいのある生活環境づくり(532)
5	循環型社会の構築に向けた市民と行政が一体となった取組の推進	低炭素・循環型社会の推進(412)
		ごみの減量・リサイクルの推進(421)
		ごみ処理体制の充実(422)
		うるおいのある生活環境づくり(532)
		循環型社会を目指した環境にやさしいまちづくり(534)
◆ 2 歴史や伝統がいきるまち、魅力ある文化を創造するまちへ		
1	朝霞のあゆみを後世に伝えていくための地域の歴史や伝統文化の継承・保護	生涯学習活動の推進(321)
		学びを支える環境の充実(322)
		スポーツ・レクリエーション活動の推進(331)
		歴史や伝統の保護・活用(341)
2	恵まれた自然や環境を生かした朝霞独自の文化の継承・創出・育成	歴史や伝統の保護・活用(341)
		地域文化によるまちづくり(343)
3	まちの活性化を図るため、市民と市の協力によるまちの魅力（文化・環境・ひと）の発信	芸術文化の振興(342)
		地域文化によるまちづくり(343)
		シティ・プロモーションの展開(656)

●将来像の基本概念（コンセプト外）

基本構想を推進するために

大柱		施策（施策コード）
1	市民参画・協働	生涯学習活動の推進(321)
		市民活動への支援(441)
		市民活動環境の充実(442)
		市民参画と協働の推進(641)
		情報提供の充実と市民ニーズの把握(642)
2	行財政	総合計画の推進(651)
		公平・適正な負担による財政基盤の強化(652)
		公共施設の効果的・効率的な管理運営(653)
		適正かつ効率的な行政事務の遂行(654)
		機能的な組織づくりと人材育成(655)

朝霞市まち・ひと・しごと創生総合戦略

◆基本目標		
具体的な施策		総合計画における施策（施策コード）
◆基本目標１ 産業の振興により市民生活と調和した豊かな暮らしを実現する		
ア	暮らしにマッチした生活環境の創造	魅力ある商業機能の形成(571)
		企業誘致の推進(573)
イ	生活を支える産業の活性化	中小企業の経営基盤の強化（572）
		起業・創業の支援(582)
ウ	仕事と生活を両立する環境づくり	起業・創業の支援(582)
		雇用の促進(592)
		勤労者支援の充実(591)
◆基本目標２ 地域の特色を生かし魅力にあふれた選ばれるまちをつくる		
ア	暮らしやすさが実感できる都市機能の充実	やさしさに配慮した道づくり(521)
		良好な交通環境づくり(523)
		うるおいのある生活環境づくり(532)
イ	市民の地域に対する誇りと愛着の醸成	地域文化によるまちづくり(343)
		歴史や伝統の保護・活用(341)
ウ	市の魅力を発信するシティ・プロモーション	情報提供の充実と市民ニーズの把握(642)
		シティ・プロモーションの展開(656)
◆基本目標３ 安心して結婚・出産・子育てができる環境をつくる		
ア	妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援体制の充実	保健サービスの充実(252)
		子育て家庭を支えるための環境整備(222)
イ	様々な保育需要に応じた環境づくり	幼児期等の教育・保育の充実(223)
ウ	魅力ある教育の推進	確かな学力と自立する力の育成(312)
		学校を核とした家庭・地域との連携・協働の推進(314)
◆基本目標４ 誰もがいつまでも活躍できる安全・安心なまちを実現する		
ア	地域とのつながりを持ちながらいつまでも活躍できる環境づくり	健康づくりの支援(251)
		市民活動環境の充実(442)
イ	様々な人々がつながりを持ちながら相互に支え合う地域の基盤強化	健康で活躍できる地域社会の推進(231)
		コミュニティ活動の推進(431)
ウ	災害への備えが万全で安心して過ごせる地域連携の体制強化	地域防災力の強化(112)
		防災対策の推進(111)

5 評価

令和7年度（2025年度）に実施した施策について、施策評価（内部評価）や市民満足度アンケートの結果、担当課との質疑応答などを踏まえ、外部評価委員会の評価として所見を次頁以降に取りまとめました。

今後の施策の実施に当たっては、本所見を生かして推進されることを望むものです。

なお、本所見のうち、外部評価委員から特に取り上げてもらいたいと要望があったものについては、太字で表記しています。

将来像の基本概念（コンセプト）

安全・安心なまち

“安全・安心なまち”とは、私が「日常生活において安全で安心して暮らしていける」と実感できるまちであるとともに、「災害時においては、みんなで助け合って乗り越えられる」と思えるまちです。

日常生活においては、安心して平穏に子どもを育てられたり、老後を過ごせたりすることが必要です。また、誰もが安全に不自由を感じることなく行動でき、不安をかかえずに日々を過ごせることが必要です。

また、災害による被害をできるだけ少なくするよう日頃から備えをし、万一、災害が起きても、みんなで助け合って乗り越えていける、そのようなまちにしていきたいと思います。

政策づくりに当たって重視すべき事項

◆ 人にやさしいまちへ

- ・誰もが歩きやすい歩道の整備や生活道路の安全確保
- ・ユニバーサルデザインに配慮した公共施設の整備

◆ 支え合う心で安全・安心なまちへ

- ・地震災害時の避難路や緊急輸送路となる幹線道路の整備
- ・集中豪雨などによる浸水被害の軽減対策
- ・上下水道などのインフラ、公共施設などの計画的な耐震化・老朽化対策
- ・防災、減災のための自助、共助、公助による地域防災計画の推進
- ・市民・地域の主体的な防犯・防災活動や交通安全活動などの支援
- ・警察や消防などの関係機関、地域の事業者との連携
- ・社会的弱者といわれる子ども、高齢者、障害のある人、低所得者などが地域で自立した生活を営むために必要な支援
- ・市民が安心して暮らせるための社会保障制度の適正な運営

※第5次朝霞市総合計画後期基本計画 P.191 より抜粋

◆ 人にやさしいまちへ

施策５２１ やさしさに配慮した道づくり

- ・朝霞駅から市役所に向かう道路（県道）の安全向上のため、道路整備を早期に進めるよう、県に強力に働きかけてもらいたい。

【まち・ひと・しごと】基本目標２（ア）該当

施策５２３ 良好な交通環境づくり

- ・道路交通法の改正により自転車のルールが改正されたが、大人の自転車マナーが悪いように思う。新しいルールを徹底するため、周知を強化する必要がある。
また、ルールが変わったにもかかわらず自転車通行帯や歩道の整備などが追いついていないので、交通環境の整備も併せて進める必要がある。

【まち・ひと・しごと】基本目標２（ア）該当

◆ 支え合う心で安全・安心なまちへ

施策 1 1 1 防災対策の推進

- ・市は、万が一に備えて、食糧だけでなく各種必要な用品の備蓄について指標を設定すべきである。また、災害発生時には住民自身がまず安全・安心を確保することが求められ、各家庭で災害に備えた最低限の備蓄を持つことが必要である。そうした視点を踏まえて、施策を推進してもらいたい。

【まち・ひと・しごと】基本目標 4（ウ）該当

- ・災害時の食糧確保に当たっては、市の備蓄だけでなく、家庭での備蓄、コンビニなど協定先企業での備蓄、近隣自治体や市外企業、NPOなどからの救援物資見込みなど、すべてを合わせて必要量が確保できているかを確認する必要がある。

【まち・ひと・しごと】基本目標 4（ウ）該当

- ・災害時には、電源やトイレの確保が重要である。市としても、防災対策として目標を設定してほしい。

【まち・ひと・しごと】基本目標 4（ウ）該当

施策 1 2 1 防犯のまちづくりの推進

- ・私たちが住むまちを選ぶときには、「安全・安心なまち」であることは重要なことだと考える。治安の問題などがクローズアップされているが、様々な特殊詐欺も問題となっているので、市民が安全に安心して暮らせるまちづくりを進めてもらいたい。

施策 2 4 1 共に生きる社会の実現

- ・地域で支え合える社会を目指した施策を充実することが大事である。その際、病気で障害を持つ方が多くなっているようなので、病気にならないようにする取組に力を入れることも重要ではないか。

将来像の基本概念（コンセプト）
子育てがしやすいまち “子育てがしやすいまち”とは、私が「このまちで子どもを育て、その喜びを実感できる」まちです。 そのためには、子どもたちがのびのびと成長し、学び、遊べる良好な環境が整い、私が安心して楽しく子どもを育てるための様々な支援が充実していることが必要です。 さらに、自然や文化に接しながら、子どもたちが心豊かに成長し、質の高い教育を受けられる、そのようなまちにしていきたいと思います。
政策づくりに当たって重視すべき事項
◆ 子育てしやすいまちへ
・ 妊娠から出産・子育てと、ライフスタイルに合せた支援体制とサービスの充実
◆ 子どもたちがいきいきと育つまちへ
・ 全ての子どもが健やかに成長できる地域の環境づくりの推進
・ 急激な社会の変化に対応するための教職員の資質向上や教育内容の充実
・ 虐待やいじめ、不登校等の問題を解決するための、子どもの個性と人権を尊重した教育の推進
・ 障害のある人となない人がともに学ぶことのできる教育制度（インクルーシブ教育システム）を踏まえた、一人一人の障害等に応じた教育の充実

※第5次朝霞市総合計画後期基本計画 P.192 より抜粋

◆ 子育てしやすいまちへ

施策２２３ 幼児期等の教育・保育の充実

- ・共働き家庭の増加に伴い放課後児童クラブの希望者数も右肩上がりとなっているが、クラブを増設できていない状況である。利用の際の制約を減らすなど対応はしていただいているが、「小１の壁」を乗り越えないと働き続けられずに退職を余儀なくされる方もいる。

可能な限りすべての方が待機せずに利用できるよう、引き続き体制の整備を進めてもらいたい。

【まち・ひと・しごと】基本目標３（イ）該当

- ・目標で、待機児童数を「０」と設定しているにもかかわらず、毎回目標を達成できていない。需要が多様であることは分かるが、達成できないのであれば、目標値の「０」に到達するためにどうすればよいのか、単年度での達成が難しい場合は何年後を目標とするのか、その計画を再検討する必要があるのではないか。

【まち・ひと・しごと】基本目標３（イ）該当

- ・ファミリー・サポート事業で、サポートをする方から、「現場での判断の難しさや相談先の少なさに不安を抱えている」という声を聞いた。

また、実際のマッチングがうまくいかず、利用できないケースが生じていることから、サポートをする方と受ける方の双方が事業を活用しやすい体制を整備してもらいたい。

【まち・ひと・しごと】基本目標３（イ）該当

◆ 子どもたちがいきいきと育つまちへ

施策 2 2 1 子どもたちが健やかに育つ環境整備

- ・複雑化する子どもと子どもを取り巻く環境の問題に対することども家庭センターの相談体制として、助産師を常駐するとともに、社会福祉士等を増員し、いつでも気軽に相談できる場を整える必要がある。
- ・スクールソーシャルワーカーと児童相談所、学校、保育所等の連携を円滑にする体制を整える必要がある。

施策 3 1 1 朝霞の次代を担う人材の育成

- ・スクールカウンセラーについて、小学校に通う児童の保護者から、1学期に1回しか利用できないという声があり、年に3回しか利用できないため、問題解決が非常に難しい状況にある。ニーズに合わせ、利用方法を見直す必要があるのではないか。
- ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーは利用を希望する声が高まっているため、各学校に常時1人は配置する必要があるのではないか。
- ・15歳までの支援は充実しているが、義務教育終了後はその関係が切れてしまうため、引きこもり等につながらないか大変懸念している。
引きこもり対策や不登校対策などの、包括的な支援体制の強化に努めてもらいたい。

施策 3 1 2 確かな学力と自立する力の育成

- ・教育に限らず、子どもに関する支援について、ワンストップで相談できる窓口があると良いのではないか。また、申請等に当たっては記入しなければならない書類も多いが、重複する内容（名前や生年月日など）は記載を省略できるような仕組みを検討してもらいたい。

施策 3 1 3 質の高い教育を支える教育環境の整備充実

- ・SSRは複雑な課題を抱えている子どもたちのための場であるので、不登校やそのケアに関して、心理や教育に関する専門的な知識が求められると感じている。
現在、専門知識を持つスタッフは三小と六小のみで、その他はボランティアの方をお願いしている状況だが、ボランティアでの対応には限界があるため、運営体制を整える必要があるのではないか。

- ・SSRの部屋については多様な子どもたちが利用するため、リラックスできるソファ等、個別のニーズに応じた環境整備が求められているが、学校側は予算が十分に確保されていないため、苦慮しているとのことである。また、担当者同士の情報共有の場がないという問題も指摘されている。

他校の成功例や工夫を共有できるような場を設けるなど、学校側のモチベーション向上にもつながるような仕組みを検討してもらいたい。

- ・タブレットが導入されて教育のデジタル化が進められているが、その成果と課題について客観的なデータを示すことが必要ではないか。

また、教員や保護者の要望や課題の「見える化」も必要ではないか。

- ・ヤングケアラーは見つけにくいというアンケート結果もあるため、そうした子どもたちに向けた啓発活動も必要ではないか。タブレットなどの配信機器を活用し、一度限りではなく、継続的に実施していくことが重要である。

将来像の基本概念（コンセプト）
つながりのある元気なまち “つながりのある元気なまち”とは、私が「いきいきと暮らし、様々な人々と絆（きずな）を結び、自分らしい人生を送れている」と実感できるまちです。 そのためには、個人の価値観やライフスタイル、異なる文化的背景をお互いに尊重し合いながら、地域に住む人々が連帯し、私たちの誰もが住みやすいまちにしていける必要があります。 また、近くににぎわいのある商店街があるなど、各施設がまちのなかにバランス良く存在していれば、地域で働く機会も増え、より活気のあるまちになるはずです。そのような元気なまちにしていきたいと思います。
政策づくりに当たって重視すべき事項
◆ つながりのあるまちへ
・自治会やボランティアなどコミュニティ活動の活性化と連携の促進による住民の地域意識の醸成
・生涯学習に対する市民の関心の高まりに対するスポーツや芸術文化などの活動支援及び学び合いによるまちづくりの推進
・NPOなど市民活動団体への支援
・多文化共生の考えのもと、お互いを理解しあうためのコミュニケーションの促進
・コミュニティバス運行や路線バスとの連携による公共交通ネットワークの充実
◆ 元気なまちへ
・高齢者の豊富な知識や経験の活用、学習活動・就業への支援
・いつまでも、住み慣れた地域で暮らし続けるための福祉サービスの質の向上
・健康づくりの取組の充実
・消費者ニーズに対応できる商業の振興、商店街の活性化
・起業家や中小企業への効果的な支援
・雇用機会の創出と労働環境の充実の支援

※第5次朝霞市総合計画後期基本計画 P.193 より抜粋

◆ つながりのあるまちへ

施策 2 1 1 地域共生社会の構築

- ・民生委員・児童委員は高齢化、なり手不足といった課題に直面している。こうした課題に対して、今後どのように民生委員に活動を続けてもらうのか、より問題意識をもって取組を進める必要がある。

施策 3 3 2 利用しやすい施設の提供

- ・公園で起きている不法投棄等について、小さい子どもが利用する場所で不法投棄などがあると、事故などにつながる不安がある。
子どもが利用する場は、特に対策を強化してもらいたい。

施策 6 2 1 男女平等の意識づくり

- ・LGBTQに関する当事者の声がないことについて、現状に満足していると捉えるのか、それとも声を出すことに対するためらいがあるのかと捉えるのかなど、いろいろな状況がある。こうした状況を踏まえて、今後も工夫して取り組んでももらいたい。

◆ 元気なまちへ

施策 2 1 2 生活困窮者等への支援

- ・ごみ問題やヤングケアラーなど、既存制度では対応が難しい課題を支援するコミュニティソーシャルワーカーのスキルアップと他の地域福祉団体との連携を図ることが必要である。また、地域住民に対し、コミュニティソーシャルワーカーの活動について周知に努める必要がある。
- ・重層的支援体制整備について、先行している自治体がいくつかあるため、そういった自治体と情報共有をしながら進めるとより効果的ではないか。
- ・生活困窮者予備軍を把握するのは難しいと思うが、大阪府箕面市では、学校と市役所が協力して子どもの成績や出欠、給食費の滞納、水道料金の未払い、生活相談などの情報から、子どもの貧困に陥る予兆を見つけて早めに手を打つという取組をしている。そういった情報を参考にしても良いのではないか。

施策 2 3 3 安全・安心な生活ができる環境整備

- ・認知症の方が増えている現状において、子どもが認知症について学ぶことは非常に意義がある。ただ、子どもが認知症の人を助ける、また高齢の方が子どもを当てにするという構造のリスクを考えると、ヤングケアラーの問題と合わせて進めた方が良いのではないか。
- ・今の子どもは、あいさつをされても返事をしないよう教えられている状況で、困っている高齢者を見かけても、自分から声をかけるのは非常に難しいと思う。困っている高齢者を見つけるという面も大事だが、窓口や相談先のようなところをセットで伝えるよう啓発してはどうか。

施策 2 5 3 地域医療体制の充実

- ・施策評価シートに「乳幼児健診受診児で、かかりつけ医を持っている割合」を載せているが、他の年代も含めて全体的なかかりつけ医を持っている人の推移を見ていくべきではないか。また、かかりつけ薬局も含めて体制を整えてもらいたい。

施策５９１ 勤労者支援の充実

- ・内職相談は、ここでしか捕捉できない方々がいるということで非常に意義があると思う。一方で、相談者は困難を抱えた方もいらっしゃると思うので、コミュニティソーシャルワーカーなどとも連携できると良いのではないかな。

【まち・ひと・しごと】基本目標１（ウ）該当

- ・内職は物を作って、納める仕事が多いと思うが、リモートワークとして捉えて、スマートフォンやパソコンを使った仕事があれば、育児や病気を抱えた人も働きやすいのではないかな。

【まち・ひと・しごと】基本目標１（ウ）該当

将来像の基本概念（コンセプト）
自然・環境に恵まれたまち “自然・環境に恵まれたまち”とは、私が「四季折々の草花、動物たち、川や湧水などの自然が豊かだ」、「まちの歴史や文化伝統を大切に次の世代に手渡していける」と実感できるまちです。 そのためには、豊かな自然や環境を守り、育て、さらに魅力を引き出していくことが何よりも大切です。 まちの自然・環境のすばらしさを、誰もが自信を持って語り合い、歴史や文化伝統を誇れるようなまちを創り出したいと思います。
政策づくりに当たって重視すべき事項
◆ 自然・環境がいきるまちへ ・ 自然と調和した適正な土地利用の促進 ・ 市民との協働による河川環境や樹林地、湧水、公園緑地などの保全・活用 ・ 地域の特色を生かした美しい景観の保全・創出 ・ 環境保全のための活動の支援、環境にやさしいまちづくり ・ 循環型社会の構築に向けた市民と行政が一体となった取組の推進
◆ 歴史や伝統がいきるまち、魅力ある文化を創造するまちへ ・ 朝霞のあゆみを後世に伝えていくための地域の歴史や伝統文化の継承・保護 ・ 恵まれた自然や環境を生かした朝霞独自の文化の継承・創出・育成 ・ まちの活性化を図るため、市民と市の協力によるまちの魅力（文化・環境・ひと）の発信

※第5次朝霞市総合計画後期基本計画 P.194 より抜粋

◆ 自然・環境がいきるまちへ

施策４２２ ごみ処理体制の充実

- ・外国籍の方の不法投棄が問題になっているので、周知を工夫して進める必要がある。また、有害ごみの出し方を知らない方も多いので、引き続き啓発を進めてもらいたい。

施策５７４ 都市農業の振興

- ・朝霞市の農業は、農業者と消費者が近いことが魅力である。こうした魅力を効果的に発信し、農地の保全に努めてもらいたい。
- ・農業の担い手が不足している中で、今までどおりの支援では限界が来ている。地産地消にとどまらず、「たくさん売れる商品」を作り出すなど、発想の転換が必要ではないか。

◆ 歴史や伝統がいきるまち、魅力ある文化を創造するまちへ

施策３２１ 生涯学習活動の推進

- ・生涯学習の対象となる方は、年齢層が広く、それぞれに求められる課題が異なっているので、考え方を整理して対応する必要がある。

施策３２２ 学びを支える環境の充実

- ・朝霞市が博物館を義務教育で利用しているのは良いことであるが、博物館の役割には専門的な研究活動もあるので、どちらも可能な範囲で取り組んでもらいたい。
- ・博物館を設置している自治体が少ないので、県との連携のほかに、県内の近隣の博物館との交流も進める必要があるのではないかな。
- ・博物館の活動について、SNSを活用し、積極的に情報発信を進める必要がある。

施策３４１ 歴史や伝統の保護・活用

- ・朝霞市の伝統文化を未来に継承するため、若い世代に伝統文化を継承していくための仕組みづくりが必要ではないかな。
【まち・ひと・しごと】基本目標２（イ）該当
- ・デジタル化が進む中で、朝霞市の自然環境は価値が高まると思う。子どもにとっても自然体験や伝統文化体験などの教育が重要になると思うので、引き続き、自然を中心にしたまちづくりを大事にしていきたい。
【まち・ひと・しごと】基本目標２（イ）該当

基本構想を推進するために	
◆市民参画・協働	
	・ 市民参画と協働の推進
	・ 情報提供の充実と市民ニーズの把握
◆行財政	
	・ 総合計画の推進
	・ 公平・適正な負担による財政基盤の強化
	・ 公共施設の効果的・効率的な管理運営
	・ 適正かつ効率的な行政事務の遂行
	・ 機能的な組織づくりと人材育成

◆ 市民参画・協働

施策 6 4 1 市民参画と協働の推進

- ・市民との協働や市民参画は、今後も非常に重要な分野である。第5次総合計画で実施したことを踏まえて、これからの10年にしっかりつなげていく必要がある。

施策 6 4 2 情報提供の充実と市民ニーズの把握

- ・こどもモニターの対象は小学生から高校生までとかなり年齢の幅が広いいため、同じ質問をしても年齢によって見方や感じ方も変わってくると考える。子どもたちが意見を出しやすくなるよう、質問内容は工夫する必要がある。
- ・市長タウンミーティングは、市民の意見を聴き、直接対話ができる良い取組である。タウンミーティングで出された意見や改善されたものを公表するとともに、当日作成したグラフィックレコードは市民と市の合作の成果なので、公表してはどうか。

◆ 行財政

施策 6 5 3 公共施設の効果的・効率的な管理運営

- ・市役所等の公共施設は、災害時の避難所として利用する必要があると考える。物価高騰等による予算の限界はあるが、長期計画の中で位置づけるなど、具体的な対策を取ってもらいたい。

施策 6 5 4 適正かつ効率的な行政事務の遂行

- ・生成 A I は業務効率化や時間短縮に直結するため、利用には個人情報などに十分な注意が必要だが、積極的に業務に役立ててほしい。

施策 6 5 5 機能的な組織づくりと人材育成

- ・人材の確保及び効果的な行政事務の遂行のため、引き続き職員の労働環境の向上に努めてもらいたい。

参考資料

I 朝霞市外部評価委員会条例

(目的)

第1条 この条例は、朝霞市外部評価委員会の設置、組織及び運営に関する事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 市の総合計画、行政改革及びまち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第10条の市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）の推進に関し必要な事項について調査し、及び審議するため、朝霞市外部評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第3条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 総合計画、行政改革及び総合戦略の施策評価の結果の検証並びに意見及び提案を行うこと。
- (2) 総合計画、行政改革及び総合戦略の推進に関し必要な事項について調査し、及び審議し、助言を行うこと。
- (3) 行政評価制度の改善について、提言を行うこと。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

(組織)

第4条 委員会は、委員12人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市の議会の議員
- (2) 知識経験を有する者
- (3) 市が関係する団体から推薦された者
- (4) 公募による市民又は公募委員候補者名簿に登載された市民
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(会長及び副会長)

第5条 委員会に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(任期)

第6条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第7条 委員会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提供を求めることができる。

(部会)

第8条 会長は、必要があると認めるときは、委員会に諮って部会を置くことができる。

2 部会に属する委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によってこれを定める。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長が指名する部会に属する委員がその職務を代理する。

6 前条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、同条中「会長」とあるのは、「部会長」と読み替えるものとする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、市長公室政策企画課において処理する。

(雑則)

第10条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

(略)

Ⅱ 委員名簿

No	選出区分	氏 名	備 考
1	1号 市の議会の議員	田辺 淳	
2		外山 麻貴	
3	2号 知識経験を有する者	長谷川 清	会 長
4		村上 文洋	
5		森 稔樹	副会長
6	3号 市が関係する団体から推薦された者	秋山 英一	
7		小島 真知子	
8		鈴木 将平	
9	4号 公募による市民又は 公募委員候補者名簿 に登載された市民	柴野 美智枝	
10		高橋 満	
11		藤原 友汰	
12		光廣 奈津子	

※ 朝霞市外部評価委員会条例第4条第2項に掲げる選出区分順、かつ、選出区分ごとに五十音順で掲載。敬称略。

Ⅲ 審議経過

日 程	概 要
第1回 令和8年（2026年）5月27日	外部評価「安全・安心なまち」
第2回 令和8年（2026年）6月29日	外部評価「子育てがしやすいまち」 外部評価「つながりのある元気なまち」
第3回 令和8年（2026年）7月16日	外部評価「自然・環境に恵まれたまち」 外部評価「市民参画・協働、行財政」